

市・県民税の納付方法

市・県民税の納付方法は次の3通りです。所得の種類によって納付方法が複数になる場合もあります。

① 給与からの天引き【給与特別徴収】 平成 29 年 6 月分～平成 30 年 5 月分の給与から毎月差し引き



● 上記期間の途中で退職した場合

個人での手続きは不要です。勤務先から市に対し、残りの税額の納付方法を届け出ていただきます。残りの税額は、退職時に給与から一括して天引きして納めるか、市から送付する納付書（口座振替登録済みの方は口座振替）により個人で納付します。

● 上記期間の途中で就職した、または勤務先が変わった場合

残りの税額は勤務先からの届出に基づき、新しい勤務先から給与天引きで納めていただきます。新しい勤務先で給与天引きできない場合は、市から送付する納付書が口座振替を利用し個人で納付します。

② 個人で納付【普通徴収】 納付書または口座振替を利用して納付



納期限は、6月中旬送付の『平成 29 年度 市民税・県民税税額納税決定通知書』をご確認ください。

● 口座振替を希望する方

納付には便利な口座振替をご利用ください。新たに口座振替を希望する場合は、市役所納税課または金融機関で手続きをお願いします。一度手続きをすると、変更や廃止のご希望がない限り、翌年度以降も口座振替が継続されます。なお、申請時期によってはご希望の納期限から口座振替ができない場合もありますので、早めの手続きをお願いします。

③ 公的年金等からの天引き【年金特別徴収・65 歳以上対象】

平成 29 年 4 月分～平成 30 年 2 月分の年金支給時に差し引き



平成 29 年 4 月・6 月・8 月の年金から天引きされる税額（仮徴収の税額）は、6月中旬に送付する『平成 29 年度市民税・県民税税額納税決定通知書』のほか、昨年 6 月に送付した『平成 28 年度市民税・県民税税額納税決定通知書』に記載しています。ご確認ください。

注意

- * 年金から天引きできるのは、公的年金等所得に係る市・県民税のみです。公的年金等以外の所得に係る市・県民税は、給与特別徴収（上記①）または普通徴収（上記②）の方法で納めていただきます
- * ご希望により徴収方法を変更することはできませんので、ご了承ください

平成 29 年度 市民税・県民税についてお知らせします

■ 問い合わせ：税務課市民税グループ ☎ 内線 226

市民税と県民税（以下、「市・県民税」）の納付をお願いする方に、6月中旬に『平成 29 年度市民税・県民税税額納税決定通知書』を発送します。勤務先の給与から市・県民税が天引き（特別徴収）されている方には、5月中旬に勤務先に『平成 29 年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書』を送付しています。ご確認ください。

市・県民税とは

行政サービスを提供するには、住民の皆さんに費用を分担していただく必要があります。そのひとつが市・県民税です。「住民税」とも言います。

市・県民税は前年（平成 28 年 1 月 1 日～12 月 31 日）の収入を基準に算出し、現年 6 月から納付をお願いしています。勤務先での年末調整や確定申告、または市・県民税申告などを基に税額を計算し、市・県民税が課税となった場合に納めていただきます。

なお、県民税は市民税と一緒に納めていただき、市を経由して県へ送られています。

● 平成 29 年度市・県民税の納付をお願いする方

次の①②のいずれにも該当する方が対象です。

① 平成 29 年 1 月 1 日に龍ヶ崎市にお住まいの方、または龍ヶ崎市に住所はないが、事業所などを置いている方



② 昨年 1 年間の合計所得金額が 28 万円を超える方



- 障がい者・未成年者・寡婦・寡夫に該当する方は、合計所得金額が 125 万円を超えない場合は非課税となります
- 控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、合計所得金額が次の式から算出した金額を越えない場合は非課税となります
28 万円 × (控除対象配偶者・扶養親族の人数 + 1) + 16 万 8,000 円

よくある質問



Q 平成 28 年 12 月に会社を退職し現在は無職ですが、『平成 29 年度市民税・県民税税額決定通知書』が送られてきました。なぜですか？



A 市・県民税は前年 1 月～12 月の収入を基準に算定されます。そのため、平成 28 年中に支払われた給与から算定された市・県民税を納めていただくこととなります。



Q 年金から「個人住民税」が引かれています。市・県民税とは別の税金ですか？



A 年金から差し引かれている「個人住民税」と市・県民税は同じものです。公的年金を受給している方で一定の要件を満たす方には、公的年金等の収入にかかる市・県民税は公的年金等から天引きで納めていただきます。対象となる方には、『平成 29 年度市民税・県民税税額納税決定通知書』を送付しますので、ご確認ください。公的年金等以外に収入がある場合、納付方法が複数となる場合がありますので、ご注意ください。



Q 私は夫の扶養に入っています。パートの給与収入が 103 万円以内なのに、市・県民税の納付書が届きました。どうしてですか？



A 市・県民税は世帯主に課税されるものではなく、一定以上の所得がある方に対して個人ごとに課税されます。給与収入が 103 万円以内でご家族の扶養になつていても、ご自身の給与収入が 1 年間で 93 万円を超えるると平成 29 年度 市・県民税の納付をお願いする方②に該当し、市・県民税が課税されます。



Q 家族が今年 1 月 3 日に亡くなったのですが、『平成 29 年度市民税・県民税税額決定通知書』が送られてきました。亡くなった家族の市・県民税は納付しなければなりませんか？



A 市・県民税は、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在にお住まいの方に課税されます。1 月 2 日以降に亡くなられた方の市・県民税は、相続される方に納付していただくこととなります。



Q 今年 3 月に龍ヶ崎市に引っ越してきました。前に住んでいた市から市・県民税の通知が送られてきたのはなぜですか？



A 市・県民税は 1 月 1 日にお住まいの市町村に納めていただきます。また、住民登録がない場合でも、実際に居住している市町村から課税される場合があります。